（別紙）

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第１項及び第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和８年 10 月 16 日

国土交通省
東北地方整備局長

第１　都市・地域再生等利用区域

（１）　指定範囲

一級河川北上川水系北上川の河川区域内で、別図に示す範囲。

（２）　指定年月日

令和８年 10 月 16 日

第２　都市・地域再生等占用方針

（１）占用許可を受けることができる施設

北上川左右岸河川敷地

（準則第二十二第３項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第十一号）

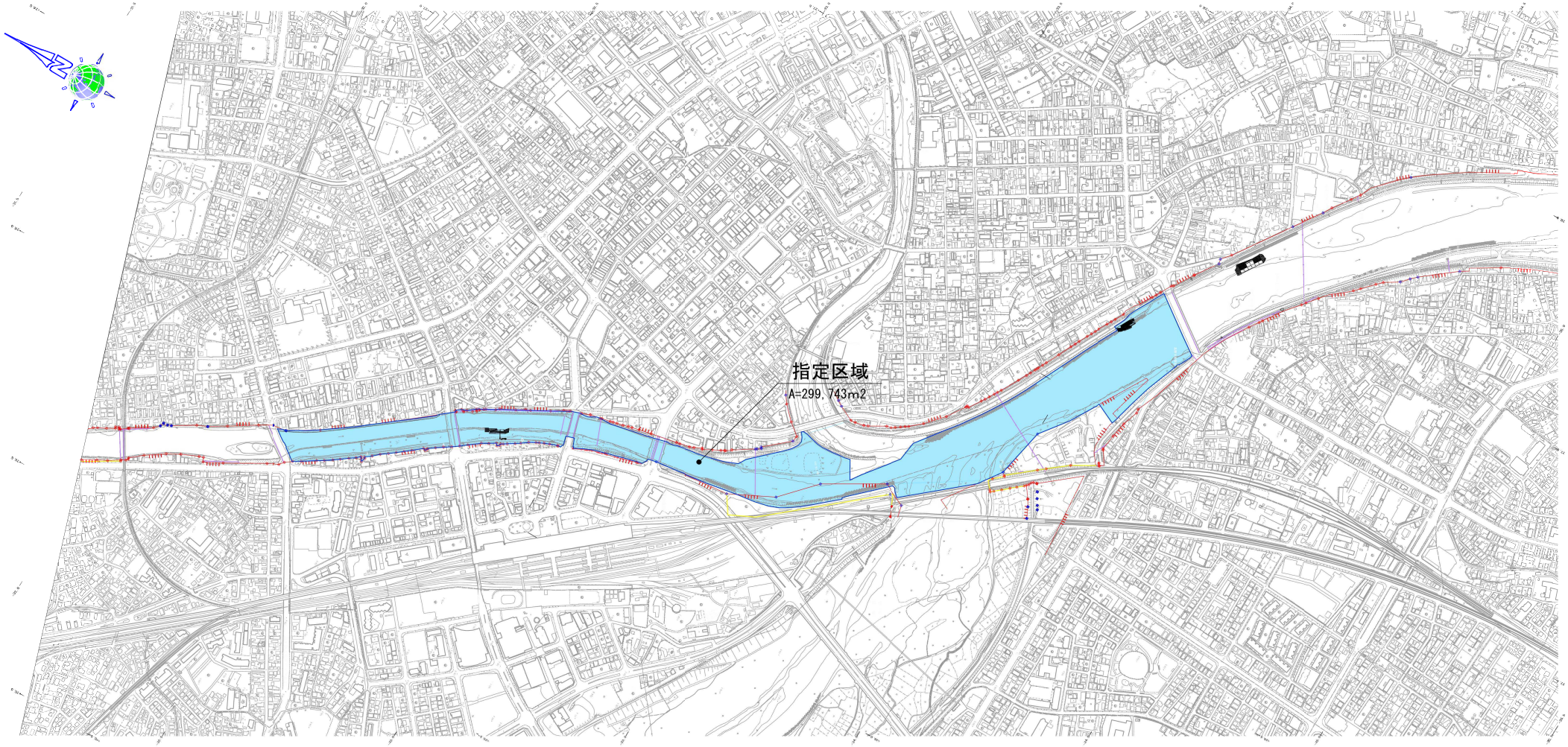
（２）許可方針

１　河川管理者から必要として付された許可条件を遵守すること。
２　占用の許可を受ける施設及びその周辺では、良好な水辺環境を確保するため、清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等、環境の保全に努めること。
３　占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
４　降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は、使用を中止すること。
また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じること。
５　施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
６　施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を、当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
７　施設使用料の徴収及び活動状況を、河川管理者に年１回以上で河川管理者の定める回数を報告すること。

第３　都市・地域再生等占用主体

盛岡市（準則第二十二第４項第一号）

＜別図＞



都市・地域再生等利用区域

面積：299,743 m2